

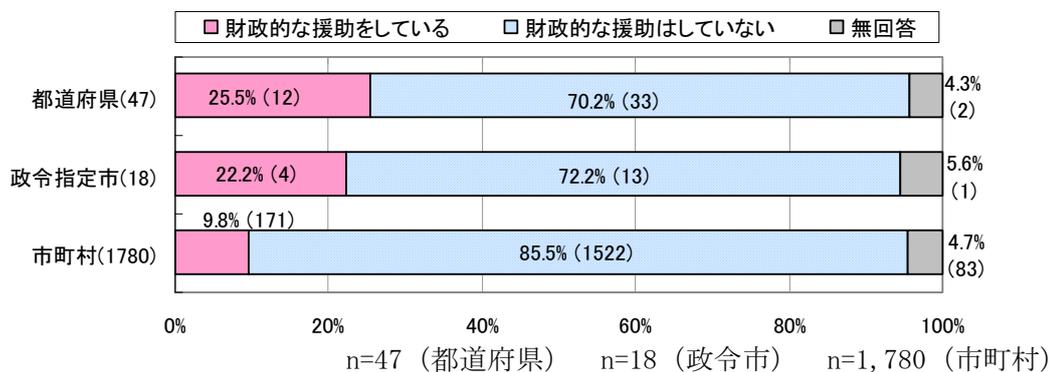
## 2.5 犯罪被害者等に関する民間団体との連携協力

### 1) 犯罪被害者等に関する民間団体への財政的な援助の有無

各団体において、犯罪被害者等に関する民間団体への財政的な援助の有無について尋ねたところ、都道府県では25.5%・政令市では22.2%、市町村では約9.8%が、財政的な援助をしている。

支出形態としては、補助金、委託料、負担金、賛助会費等である。

犯罪被害者等に関する民間団体への財政的な援助の有無（グラフ）



民間団体に対する財政支援の実施状況（表）

都道府県	都道府県支援状況	市町村数	援助をしている市町村数	(%)	都道府県	都道府県支援状況	市町村数	援助をしている市町村数	(%)	
北海道	-	180	0	0.0	滋賀県	-	26	0	0.0	
青森県	-	40	2	5.0	京都府	補助金	26	1	3.8	
岩手県	-	35	12	34.3	大阪府	補助金	43	0	0.0	
宮城県	-	36	12	33.3	兵庫県	補助金	41	0	0.0	
秋田県	-	25	13	52.0	奈良県	-	39	0	0.0	
山形県	-	35	8	22.9	和歌山県	-	30	3	10.0	
福島県	-	59	0	0.0	鳥取県	-	19	6	31.6	
茨城県	賛助会費	44	19	43.2	島根県	委託料	21	0	0.0	
栃木県	補助金	30	10	33.3	岡山県	-	27	0	0.0	
群馬県	委託費	36	0	0.0	広島県	-	23	1	4.3	
埼玉県	-	70	0	0.0	山口県	-	20	0	0.0	
千葉県	委託料	56	4	7.1	徳島県	-	24	2	8.3	
東京都	負担金	62	0	0.0	香川県	-	17	2	11.8	
神奈川県	業務委託	33	1	3.0	愛媛県	-	20	0	0.0	
新潟県	-	31	0	0.0	高知県	-	34	8	23.5	
富山県	-	15	1	6.7	福岡県	委託料	66	1	1.5	
石川県	-	19	0	0.0	佐賀県	-	20	0	0.0	
福井県	-	17	7	41.2	長崎県	-	23	5	21.7	
山梨県	-	28	7	25.0	熊本県	-	47	11	23.4	
長野県	-	80	12	15.0	大分県	-	18	0	0.0	
岐阜県	-	42	0	0.0	宮崎県	-	28	4	14.3	
静岡県	-	37	0	0.0	鹿児島県	賛助金	45	6	13.3	
愛知県	-	61	1	1.6	沖縄県	-	41	10	24.4	
三重県	-	29	6	20.7	合計		12	1798	175	9.7

※市町村には政令市及び東京都特別区を含む。

財政的な援助の対象団体は、ほとんどが全国被害者支援ネットワーク加盟団体となっている。

財政的援助の対象団体（表）

	実施団体数	全国被害者支援 ネットワーク加盟団体	その他の団体
都道府県	12	12	1
政令市	4	4	0
市町村	171	166	5

※都道府県は複数回答（ネットワーク加盟・非加盟両団体に財政援助している場合）がある。

財政的な援助を実施している団体の、平成20年度における年間の援助総金額については、次のとおりである。

平成20年度における年間の援助総金額（表）

	実施団体数	援助総合計額(千円)	最低額(千円)	最高額(千円)	平均(千円)
都道府県	12	34,555	10	13,596	2,658
政令市	4	4,710	200	4,000	1,178
市町村	175	20,975	1	1,160	126
計	191	60,240	1	13,596	329

※平均値は不明を除いて算定した

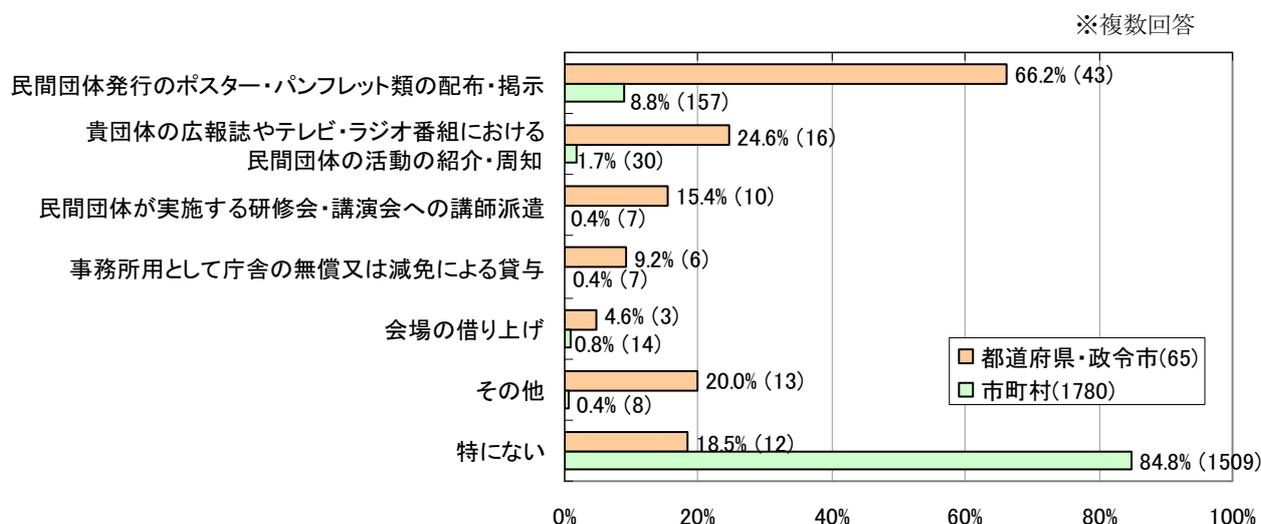
### 3) 民間団体への財政的援助以外の援助

民間団体への財政的援助以外の援助として、都道府県・政令市では「民間団体発行のポスター・パンフレット類の配布・掲示」が約 66.2%を占めている。

市町村では、「特にない」が約 84.8%を占めている。

※ 本調査では、DV、児童虐待、交通事故等特定分野の被害類型を対象とした団体に対する援助は対象外としている。

民間団体への財政的援助以外の援助（グラフ）



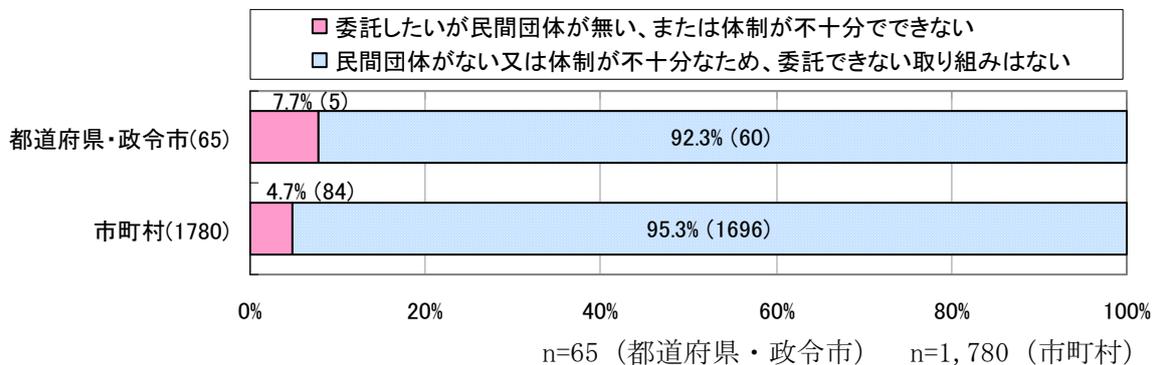
財政的援助以外のその他援助（表）

- 広報関係
  - ・ 広報活動等の共催、主催する事業への協力
  - ・ 講演会等の県のHPへの掲載、市町村及び庁内関係課への周知等
  - ・ 相談窓口紹介パンフレットへの掲載、市民からの相談や問い合わせに対する団体の紹介
  - ・ 民間団体が開催する講演等の後援
  - ・ 県が実施するイベントにおける広報啓発の場の提供
- その他
  - ・ 施策担当窓口部局の長が民間団体の参与に就任
  - ・ 市長が団体の顧問に就任

#### 4) 業務委託を行ってもよいが民間団体がいないため委託できない状況の有無

現在行っている取組、又は行おうと考えている取組で、民間団体への業務委託を行ってもよいと考えているが、被害者支援を行う民間団体がいない、又は、民間団体が存在していても体制が不十分なために委託できないものの有無について尋ねたところ、「委託したいが民間団体が無い、または体制が不十分でできない」と回答した都道府県・政令市は7.7%、市町村4.7%であった。

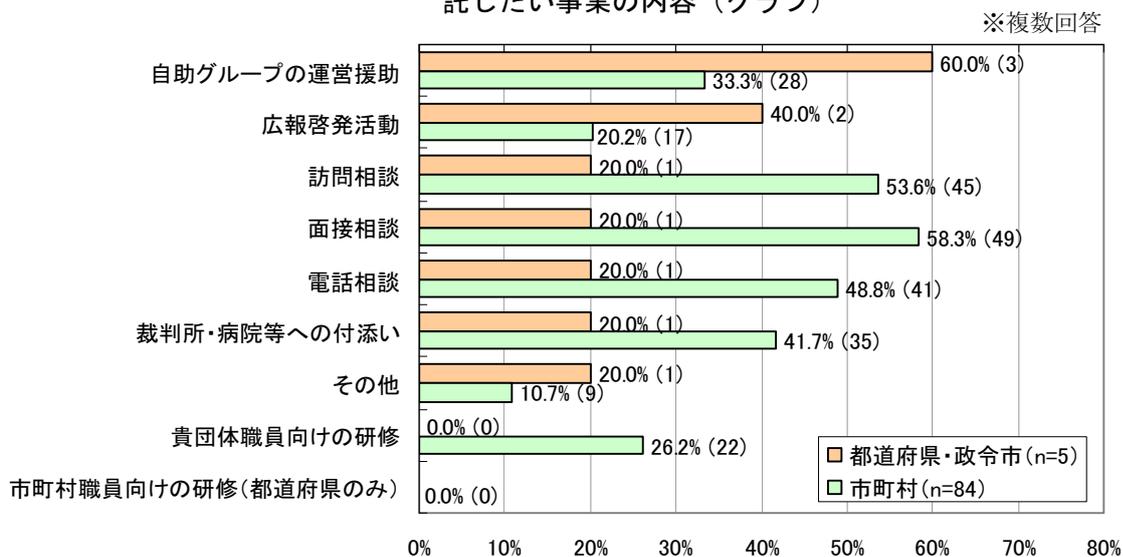
業務委託を行ってもよいが民間団体がいないため委託できない状況の有無（グラフ）



#### 5) 委託したい事業の内容

委託したい事業の内容について、都道府県・政令市では「貴団体職員向けの研修」が60%を占めている。また市町村では「電話相談」「訪問相談」が約5割を占めている。その他には、家事などの日常生活支援、公営住宅入居制度運用時の生活物品の貸与などがあつた。

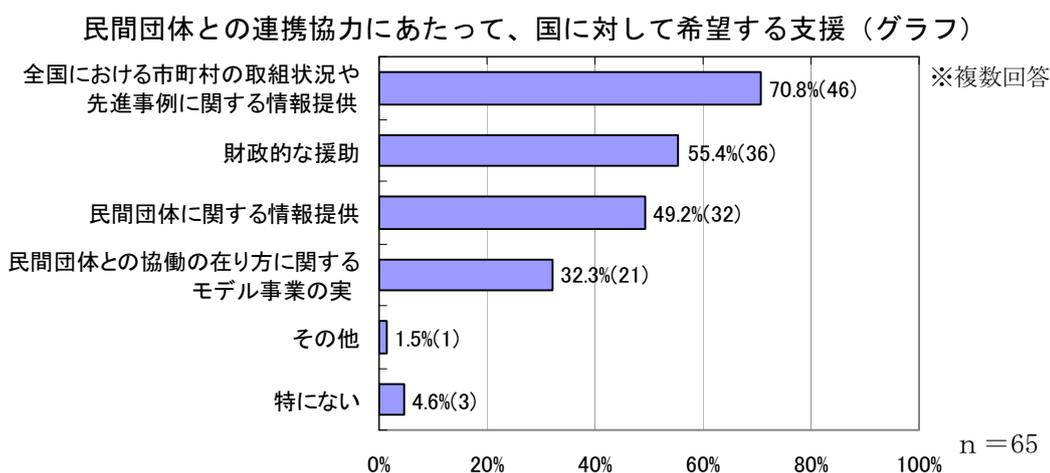
委託したい事業の内容（グラフ）



注) nは委託したい事業がある地方公共団体

## 6) 民間団体との連携協力にあたって、国に対して希望する支援（都道府県・政令市）

民間団体との連携協力にあたって、国に対して希望する支援について、都道府県・政令市では「全国における市町村の取組状況や先進事例に関する情報提供」が約 70.8%を占めている。



## 7) 民間団体との連携協力にあたって、国・都道府県に対して希望する支援（市町村）

民間団体との連携協力にあたって、国・都道府県に対して希望する支援について、市町村では「県下の市町村全体の取組状況や先進事例に関する情報提供」42.0%、「県下で活動している民間団体に関する情報提供」39.0%を占めている。

